

令和3年9月24日  
京都市建設局建設企画部監理検査課

## 「監理技術者の兼任の特例」及び「施工体制台帳の作成等の改正」について

限りある人材の有効活用と若者の入職促進を目的として、令和2年10月に建設業法が改正され、監理技術者補佐（監理技術者の職務を補佐する者）を配置した場合、監理技術者の複数現場の兼任が可能となりました。

本市におきましても、令和3年10月1日以降に公告する案件（随意契約は同日以降に契約する案件）から「監理技術者の兼任の特例」に関する運用を開始することにつきましては、行財政局管財契約部契約課からの通知（**別紙1**）のとおりです。

なお、建設局が発注する工事のうち、以下の①又は②に該当する工事は、契約課の通知で定めている「技術的難易度が高い工事」として、本特例の適用除外とします。

### ＜技術的難易度が高い工事＞

- ① 入札参加資格に技術要件を設定する案件
- ② 総合評価落札方式で同種工事の実績を評価する案件

また、建設局では、本特例の運用開始に伴い、施工体制台帳の記載事項として、新たに監理技術者補佐の氏名等を追加していただくとともに、「作業員名簿」を施工体制台帳の一部として提出していただくこととなりますので、御留意いただきますようお願い申し上げます。

施工体制台帳や作業員名簿の記載例等が国土交通省から示されていますので、詳細につきましては、下記のURLにて御確認下さい。

#### ○施工体制台帳や作業員名簿の記載例等

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000191.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000191.html)

#### ○施工体制台帳の作成等について（通知）

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001389111.pdf>

令和 3 年 9 月 22 日  
京都市行財政局管財契約部契約課

## 監理技術者の兼任の特例について

令和 3 年 10 月 1 日以降に公告する案件（随意契約は同日以降に契約する案件）から、監理技術者を専任で配置することが求められる工事について、下記のとおり、監理技術者補佐（建設業法第 26 条第 3 項ただし書きに定める監理技術者を補佐する者をいう。）を工事ごとに専任で配置する場合には、特例として、監理技術者が 2 つの工事を兼任することを可能とします。

### 記

#### 1 特例対象工事の要件

- (1) 兼任する 2 つの工事の施工場所が、いずれも京都市内であること。
- (2) 本市が発注する工事と国又は本市その他の地方公共団体等が発注する公共工事との兼任であること。
- (3) 兼任する 2 つの工事のいずれかが、通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事をいう。）でないこと。
- (4) 兼任する 2 つの工事が、いずれも 2 億円未満（※）の工事であること。  
※ 本市が発注する工事は予定価格、本市以外が発注する工事は契約金額を基準とする。
- (5) 技術的難易度の高い工事でないこと。

#### 2 監理技術者補佐の要件

- (1) 以下のア又はイに該当すること（監理技術者補佐の有する技術検定種目は、工事現場を兼任する監理技術者の有する技術検定種目と同じものに限る）。  
ア 一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級技士補）で、かつ、主任技術者の資格を有する者  
イ 監理技術者の資格を有する者
- (2) 直接的かつ恒常的な雇用関係がある（資格確認日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある）こと。
- (3) 他の工事に配置されていないこと。

#### 3 その他

- (1) 工事種目は、全種目を対象とします。
- (2) 特例対象工事については、入札公告において、その旨を明示します。
- (3) 特例について「京都市特例監理技術者運用基準」を制定し、ホームページに掲載します。（<http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/seido.htm>）